土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は，土浦市亀城プラザエレベーターへの広告の掲載の取扱いに関し，土浦市広告掲載要綱（平成１９年土浦市告示第２１２号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成１９年土浦市告示第２１３号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲載場所及び規格）

第２条　広告の掲載場所は，亀城プラザ第１・第２エレベーター内壁部分とし，広告枠は５枠とする。

２　広告の規格は，１枠当たりＡ１サイズ以下とする。

（掲載期間）

第３条　広告の掲載期間は，掲載決定された日の翌月から１ヶ月単位とする。ただし，最長で掲載期間の開始日の属する年度の末日（３月３１日）までとする。

（掲載料）

第４条　広告の掲載料は，１枠当たり月額３，０００円（消費税相当額含む）とする。

２　前項に定める掲載料には，土浦市行政財産使用料条例（平成１０年土浦市条例第３２号）で定める使用料を含むものとする。

３　広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は，市長が別に指定する日までに，広告掲載料を納入するものとする。

（募集）

第５条　広告の掲載の募集方法は，公募によるものとし，市ホームページ，広報紙等の方法により行うものとする。

２　市長は，募集を行うに当たり，広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）となり得る者に対して広告掲載募集の案内をすることができるものとする。

（申込み）

第６条　申込者は，広告の掲載を申し込もうとするときは，土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載申込書（様式第１号）に必要な事項を記入し，広告内容が分かるものを添えて市長に提出するものとする。

２　市長は，前項の規定による申込書の提出があったときは，要綱及び基準要項に定める基準により広告の掲載の可否を決定し，土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載可否決定通知書（様式第２号）により当該申込者に通知するものとする。

３　掲載する広告は，申込みの受付順とする。

４　広告主は，第２項の規定により広告の掲載の決定の通知を受けたときは，承諾書（様式第３号）に必要な事項を記入し，速やかに市長に提出するものとする。

（広告主の責務）

第７条　広告主は，広告の内容その他広告に関するすべての事項について，一切の責任を負うものとする。

２　広告主は，広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは，広告主の責任及び負担において解決するものとする。

３　広告主は，広告の掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

（広告掲載内容の変更及び取止め）

第８条　広告主は，広告の掲載の内容を変更し，又は取り止めようとするときは，土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載内容（変更・取止め）届出書（様式第４号）に必要事項を記入し，速やかに市長に提出するものとする。

２　市長は，前項の規定により広告の掲載を取止めるときは，すでに納付された広告掲載料は，返還しないものとする。

（広告掲載の取消し）

第９条　市長は，広告主が次の各号のいずれかに該当するときは，広告の掲載を取消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により，広告の掲載の決定を受けたとき。

（２）市長が別に指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。

（３）前２号に掲げるもののほか，市長が広告主としてふさわしくないと認めたとき。

２　市長は，前項の規定により広告の取消しを決定したときは，土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載取消決定通知書（様式第５号）により，当該広告主に通知するものとする。

３　市長は，第１項の規定により広告の掲載の決定を取消したときは，すでに納付された広告掲載料は，返還しないものとする。

（補則）

第１０条　この要領に定めるもののほか，広告の取扱いに関し必要な事項は，市長が別に定める。

　　　付　則

　この要領は，平成２８年８月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

　　　　年　　月　　日

土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載申込書

（申込先）土浦市長

申込者　所在（住所）

名称（氏名）

代表者名　　　　　　　　　　　印

担当者名

電話番号

ＦＡＸ

土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載取扱要領第６条第１項の規定により，下記のとおり申し込みます。

記

１　申込種別　　　　亀城プラザエレベーター広告

２　申込者の業種

３　広告内容　　　　別添のとおり

４　遵守事項　　　　土浦市広告掲載要綱

土浦市広告掲載基準要項

土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載取扱要領

募集要項，広告仕様書等に定めるもの

様式第２号（第６条関係）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　殿

土浦市長　　　　　　印

土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載可否決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申込みのありました土浦市亀城プラザエレベーターの広告掲載について，下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　申込種別　　　　亀城プラザエレベーター広告

２　決定区分　　　　□掲載する

□掲載しない

（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　広告掲載料　　　３，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　広告掲載料納入期限　　　　　　　年　　月　　日まで

５　その他

様式第３号（第６条関係）

承　　諾　　書

　　　　年　　月　　日

（宛先）土浦市長

所在（住所）

名称

代表者名　　　　　　　　　　　印

土浦市亀城プラザエレベーターへの広告掲載決定に当たり，下記の内容について承諾します。

記

１　件名　　　　　　土浦市亀城プラザエレベーターへの広告掲載

２　広告掲載場所　　第１エレベーター　□左側面・□中央・□右側面

　　　　　　　　　　第２エレベーター　□左側面・□右側面

３　広告掲載料　　　３，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

４　広告掲載料納入期限　　　　　　　　年　　月　　日まで

５　広告原稿寸法　　縦　　　　　　　センチメートル

×横　　　　　　センチメートル

６　その他

（１）広告の内容については，土浦市長の指示に従います。

（２）土浦市広告掲載要綱，土浦市広告掲載詳細基準要項，土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載取扱要領および別紙仕様書を了承の上，履行します。

様式第４号（第８条関係）

　　　　年　　月　　日

（届出先）土浦市長

届出者　所在（住所）

名称（氏名）

代表者名　　　　　　　　　　　印

担当者名

電話番号

ＦＡＸ

土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載内容（変更・取止め）届出書

土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載取扱要領第８条第１項の規定により，下記のとおり広告掲載内容について届け出ます。

記

１　申込種別　　亀城プラザエレベーター広告

２　変更・取止めの区分　□変更

　　　　　　　　　　□取止め

（該当する項目の□をチェックしてください。）

３　理　由

４　添付資料　　　　広告原稿

（変更の場合）

様式第５号（第９条関係）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

土浦市長　　　　　　印

土浦市亀城プラザエレベーター広告掲載取消決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで決定した土浦市亀城プラザエレベーターの広告掲載について，下記のとおり取消しの決定をしましたので通知します。

記

１　申込種別　　　　亀城プラザエレベーター広告

２　決定区分　　　　広告掲載決定の取消し

３　取消理由